

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法施行令	金商法施行令

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●金商法施行令		
▼上場投資法人等の会社関係者に対するインサイダー取引規制		
上場投資法人等に関する重要事実		
1	<p>金商法施行令改正案第29条の2の2に「運用する資産の種類の変更を伴う資産の運用に係る委託契約の変更」を加えるべきではないか。その理由は、以下のとおり。</p> <p>確かに、上場投資法人等の資産運用先の太宗は、不動産に限られると思われる。</p> <p>しかし、上場投資法人等であっても、ある程度の割合であれば、不動産以外の資産に対する資産運用も可能と解されます。このため、不動産以外の種類の資産についての運用の在り方を変更することは、投資証券の市場価値に大きな影響を与えるおそれがあると思われる。</p> <p>ところが、金商法第166条第2項第9号イは、「資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約」とするのみで、契約の「変更」については、規定していない。</p> <p>よって、前記のとおり、金商法施行令改正案第29条の2の2に「運用する資産の種類の変更を伴う資産の運用に係る委託契約の変更」を加えるべきである。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、投資として運用する資産の種類の変更を重要事実とすべきとのご意見であれば、当該変更に関する決定が具体的な資産の運用の開始を伴うものである場合には、「当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であって、新たに開始されることとなるもの」（金商法施行令第29条の2の4第6号）等として重要事実と該当しうるものと考えられます。</p>
2	<p>○ 上場投資法人・資産運用会社に係る新規制／公開買付に係る適用除外について</p> <p>平成25年改正金商法で規定された、公開買付け情報の伝達を受けた者の、相当の期間が経過した場合の「情報の陳腐化」による適用除外について、下記のようなREIT関連の架空事例においても、上場投資法人の投資口の買付け情報の伝達を受けた者についても、同様に適用除外との解釈は可能なのか。</p> <p>【架空事例】</p> <p>REITの資産運用会社が一部事業の譲渡（軽微基準外）を機関決定した（時期・売却先は未定）との情報を当該資産運用会社保有の物件テナントの企業役員から取得したケースにおいて、当該テナント役員との接触が無くなったため、事業譲渡の機関決定自体が消滅したのか売却交渉中なのかにつき情報を取得できない。</p>	<p>上場投資法人等の会社関係者に関するインサイダー取引規制において、特定公開買付者等関係者から公開買付け等の実施に関する事実の伝達を受けた者が株券等に係る買付け等をする場合に、当該伝達を受けた日から6ヶ月が経過している場合等の適用除外（金商法第167条第5項第9号）と同様の適用除外は定めていませんので（金商法第166条第6項参照）、金商法第167条第5項第9号のように重要事実の伝達を受けた日から一定期間が経過したこと等を理由とする適用除外は認められないものと考えられます。</p>

3	<p>将来、「重要事実」になる蓋然性が高いと考えられる情報として管理している場合において、相当な期間（具体的な期間については各社が規定する）を経過したにもかかわらず、当該情報に係る案件について「重要事実」となるような具体的な進展がみられず、かつ合理的に判断した結果、投資判断に影響を及ぼすような情報として認められない場合は、当該情報を抹消するとの考え方は、法令の解釈上許容されるか。</p>	<p>インサイダー取引規制との関係では、重要事実には該当しない情報について管理することは必ずしも必要ありませんが、重要事実には該当するか否かについては、個別具体的な事実関係に照らし、裁判例等を踏まえて慎重に判断する必要がありますと考えられます。</p>
4	<p>金商法施行令第29条の2の3第2号に関して、Jリートにおける資産の運用は主として資産を不動産等資産に投資しそれを賃貸することによって利益を得ているが、「資産の運用の差止めその他これに準ずる処分」については具体的にはどのような場合を想定されているのか。</p>	<p>具体的にいかなる事実が重要事実には該当するかは個別具体的な事実関係によるものと考えられますが、「資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと」（金商法施行令第29条の2の3第2号）については、例えば、投資法人を債務者とする建築差止め又は開発差止めに係る仮処分等が考えられます。</p>
5	<p>金商法施行令第29条の2の3第7号で規定されている「主要取引先」の定義における「前営業期間における営業収益」について、上場投資法人が不動産を信託財産とする信託の受益権を保有している場合、その信託財産である不動産の賃借人は信託受託者と賃貸借契約を締結していますが、この場合の信託受託者が賃借人から受取る賃料はここでいう「営業収益」に該当するのか。</p>	<p>投資法人が不動産を信託財産とする信託の受益権を保有する場合において、当該信託の受託者が賃借人から受領する賃料自体は、投資法人の「営業収益」には該当しないものと考えられます。</p> <p>なお、当該信託の受託者と取引を行っている賃借人は、投資法人の「取引先」には含まれないと考えられますが、当該信託受託者と当該賃借人が賃貸借契約を解消すること等により、投資法人が保有する信託受益権の配当が減少し投資者の投資判断に著しい影響があるような場合には、当該解消が、投資法人が保有する資産の劣化等として、バスケット条項に該当する重要事実（金商法第166条第2項第14号）に該当する可能性はあるものと考えられます。</p>
6	<p>金商法施行令第29条の2の4第3号で規定されている「当該上場会社等から委託された資産の運用に係る事業の休止又は廃止」について、具体的にはどのような事項を想定されているのか。</p> <p>また、下記の事項に係る資産運用会社における決定は、「事業」の休止又は廃止には該当しないと考えられるが、かかる理解でよいか。</p> <p>(1) 投資法人が保有する個別の不動産等の取壊しや建替え等</p> <p>(2) 投資法人が保有する個別の不動産等の全部に</p>	<p>具体的にいかなる事実が重要事実には該当するかは個別具体的な事実関係によるものと考えられますが、「当該上場会社等から委託された資産の運用に係る事業の休止又は廃止」（金商法施行令第29条の2の4第3号）については、資産運用会社が営む事業のうち、資産の運用に係る事業を休止又は廃止する旨を決定したことが該当すると考えられます。</p> <p>ご質問の(1)乃至(4)の決定は、いずれも、資産運用会社が投資法人から受託した資産の</p>

	<p>ついて賃借人の新規募集を終了するとともに、既存の賃借人に対して退去を要請すること（(1)の準備行為に相当）</p> <p>(3) 投資法人が保有する個別の不動産等の一部について賃借人の新規募集を終了するとともに、既存の賃借人に対して退去を要請すること</p> <p>(4) 投資法人が保有する個別の不動産等の全部又は一部について、賃借人の新規募集を一時的に停止する（既存の賃借人に対する退去の要請はしない）こと</p> <p>(5) 資産運用会社の内規において投資対象とする資産の種類（オフィス、住宅、商業施設等）を定めている場合で、そのうちの一部の種類を削除すること（内規上、投資対象資産から外すこと）</p> <p>(6) 資産運用会社の内規において投資対象とする資産の種類毎の投資比率を定めている場合で、そのうちの一部の種類に対する投資比率を引き下げること</p>	<p>運用としての決定を行うものであり、(5)及び(6)の決定も、内規の変更等の前提として、投資法人から受託した資産の運用としての対象資産の変更や投資比率の引き下げ等の決定を行っていると考えられることから、いずれも金商法施行令第29条の2の4第3号の事実には該当しないものと考えられます。</p>
7	<p>金商法施行令第29条の2の4第4号で規定されている「当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であって、資産の運用の全部又は一部が休止又は廃止されることとなるもの」について、具体的にはどのような事項を想定されているのか。</p> <p>また、下記の事項に係る資産運用会社における決定は、資産の運用の「休止又は廃止」に該当するものではないと考えられるが、かかる理解でよいか。</p> <p>(1) 投資法人が保有する個別の不動産等の取壊しや建替え等</p> <p>(2) 投資法人が保有する個別の不動産等の全部について賃借人の新規募集を終了するとともに、既存の賃借人に対して退去を要請すること（(1)の準備行為に相当）</p> <p>(3) 投資法人が保有する個別の不動産等の一部について賃借人の新規募集を終了するとともに、既存の賃借人に対して退去を要請すること</p> <p>(4) 投資法人が保有する個別の不動産等の全部又は一部について、賃借人の新規募集を一時的に停止する（既存の賃借人に対する退去の要請はしない）こと</p> <p>(5) 資産運用会社の内規において投資対象とする資産の種類（オフィス、住宅、商業施設等）を定めている場合で、そのうちの一部の種類を削除</p>	<p>具体的にいかなる事実が重要事実該当するかは個別具体的な事実関係によるものと考えられますが、「当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であって、その全部又は一部が休止又は廃止されることとなるもの」（金商法施行令第29条の2の4第4号）については、例えば、個別の不動産の賃貸を建替等の目的で一定期間休止したり、一定の種類不動産（例えばオフィスやレジデンス）の賃貸を止めること等が該当すると考えられます。</p> <p>そのため、ご質問の(1)乃至(3)に係る決定は、いずれも、「当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であって、その全部又は一部が廃止されることとなるもの」に該当するものと考えられます。</p> <p>他方、ご質問の(4)乃至(6)に係る決定については、不動産の賃貸自体の休止又は廃止ではないことから、基本的に「当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であって、その全部又は一部が廃止されることとなるもの」には該当しないと考えられます（(5)(6)については、現に行われている個別又は一定の種類不動産の賃貸を休止又は廃止することを伴う場合を除きます。）。</p>

	<p>すること（内規上、投資対象資産から外すこと）</p> <p>(6) 資産運用会社の内規において投資対象とする資産の種類毎の投資比率を定めている場合で、そのうちの一部の種類に対する投資比率を引き下げる</p>	
8	<p>金商法施行令第29条の2の4第6号で規定されている「当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であって、新たな資産の運用が開始されることとなるもの」について、具体的にはどのような事項を想定されているのか。</p> <p>また、下記の事項は、「新たな資産の運用の開始」に該当するものではないと考えられるが、かかる理解でよいのか。</p> <p>(1) 投資法人による個別の不動産等の開発や建物の建築等</p> <p>(2) 投資法人が保有する不動産等であって賃貸に供されていない個別の物件（新築物件等）について、賃貸を開始すること</p> <p>(3) 資産運用会社の内規において投資対象とする資産の種類(オフィス、住宅、商業施設等)を定めている場合で、新たな種類を加えること</p> <p>(4) 資産運用会社の内規において投資対象とする資産の種類毎の投資比率を定めている場合で、そのうちの一部の種類に対する投資比率を引き上げること</p>	<p>具体的にいかなる事実が重要事実該当するかは個別具体的な事実関係によるものと考えられますが、「当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であって、新たに開始されることとなるもの」（金商法施行令第29条の2の4第6号）については、例えば、一定の種類不動産（例えばオフィス）のみを対象資産としていた投資法人について、他の種類の不動産（例えばレジデンス）も対象資産とし、当該不動産を実際に取得することを決定すること等が該当すると考えられます。なお、対象資産たる不動産の種類追加又は変更を伴わない個別の不動産の取得や賃貸の開始については、「当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であって、特定資産の取得若しくは譲渡又は貸借が行われることとなるもの」（金商法166条2項12号イ）に該当することから、「当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であって、新たに開始されることとなるもの」には含まれないと解されます。</p> <p>そのため、ご質問の(1)乃至(4)に係る決定については、基本的に「当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であって、新たに開始されることとなるもの」には該当しないものと考えられます（(1)及び(2)については既存の対象資産たる不動産と異なる種類の不動産に関して開始するものを除き、(3)については、個別の新たな種類の不動産の取得や賃貸等を伴うものを除きます。）。</p>

特定関係法人の範囲	
9	<p>金商法第166条第2項第13号及び同号ロにおいて、当該上場会社（上場投資法人等に限る。）の資産運用会社に「特定関係法人」の異動が起きたことが、業務等に関する重要事実の一つとして定められている。この「特定関係法人」は、同条第5項柱書に、同項第1号又は第2号のいずれかに該当する者と定義されている。金商法施行令第29条の3第2項は、金商法第166条第5項第1号の委任を受けて、「…届出書…有価証券報告書…四半期報告書…半期報告書で…公衆の縦覧に供されたもの、…のうち、直近のものにおいて上場投資法人等の資産運用会社の親会社として記載され、又は記録された会社とする。」と定義している。この定義からは、届出書等に記載された時点で特定関係法人に該当することとなり、異動が生じることになると解されるが、その理解でよいか。</p>
10	<p>金商法施行令第29条の3第2項改正案において、「金融商品取引法第166条第5項第1号に規定する上場投資法人等の資産運用会社を支配する会社として政令で定めるもの」は、「上場投資法人等（中略）が提出した（中略）届出書、（中略）有価証券報告書、（中略）四半期報告書若しくは（中略）半期報告書で（中略）公衆の縦覧に供されたもの、公表した（中略）特定証券情報又は（中略）公表した（中略）発行者情報のうち、直近のものにおいて上場投資法人等の資産運用会社の親会社として記載され、又は記録された会社」とされているが、当該法人の「異動」の発生時点は、当該記載に係る公衆の縦覧に供された時点又は公表された時点との理解でよいか。</p> <p>金商法第166条第5項第1号に規定する上場投資法人等の資産運用会社を支配する会社として政令で定めるものは、金商法第166条第5項に規定する特定関係法人の一部をなし、金商法第166条第2項第13号ロにより、その異動は内部者取引規制の対象となる重要事実とされるが、特定関係法人への該当性が、上場投資法人等の公衆縦覧書類又は公表情報により決定されるものであることから、金商法施行令第29条の3第2項に定める書類の公衆縦</p>

特定関係法人の異動については、実体上の特定関係法人の変更が投資者の投資判断に影響を及ぼしうることから重要事実とされており、また「異動」とは一般に一定の地位、状態が他のこれと異なった地位、状態に変更することを指すと考えられることから、「特定関係法人の異動」は、公衆縦覧に供された届出書、有価証券報告書、半期報告書等（以下「届出書等」という。）若しくは公表した特定証券情報若しくは発行者情報（以下「特定証券情報等」という。）に記載若しくは記録（以下「記載等」という。）された資産運用会社の親会社等が、資産運用会社の親会社等に該当しなくなることを、又は公衆縦覧に供された届出書等若しくは公表した特定証券情報等に資産運用会社の親会社等として記載等されていない会社が、公衆縦覧に供された届出書等若しくは公表した特定証券情報等に記載されるべき資産運用会社の親会社等に該当することとなることをいうと考えられます。そのため、「特定関係法人の異動」の時点は、公衆縦覧に供された届出書等又は公表した特定証券情報等に記載等された時点ではなく、資産運用会社の株式が移転する等、実体上、資産運用会社の親会社等の変更を生じさせる事実が発生した時点と考えられます。

なお、届出書等で公衆の縦覧に供されたもの又は公表された特定証券情報等のうち、直近のものにおいて記載等された旨の要件については、有価証券等の取引等の規制に関する内閣府令において定める予定です。

	<p>覧又は情報の公表がなされない限り、重要事実が生じないものと理解してよいか（なお、別途金融商品取引法第166条第2項第13号ハに定める「主要株主の異動」に該当する場合には、当該条文との関係で内部者取引規制の対象となる重要事実が生じることとは別論と理解している。）。</p>	
11	<p>「資産運用会社の親会社として記載され、又は記録された会社」との記載があるが、現在の有価証券報告書、半期報告書では、資産運用会社の概況において、大株主の状況として所有株式数及び所有比率が記載されているにすぎない。今後、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書に、「親会社」である旨を明示する予定なのか。</p>	<p>特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の改正により、届出書等に、資産運用会社の親会社であること等を明記するよう義務づける予定です。</p>
12	<p>金商法第166条第2項は、「業務等に関する重要事実」の一つとして、同項第13号で「当該上場会社等の資産運用会社に次に掲げる事実が発生したことを」掲げている。この「次に掲げる事実」の一つとして、同号ロで「特定関係法人の異動」が掲げられている。この「特定関係法人」は、同条第5項柱書に、同項第1号又は第2号のいずれかに該当する者と定義されている。金商法施行令第29条の3第3項は、金商法166条第5項第2号の委任を受けて、「…届出書…有価証券報告書…四半期報告書…半期報告書で…公衆の縦覧に供されたもの、…のうち、直近のものにおいて、資産運用会社の利害関係人等…のうち、次のいずれかに掲げる取引…を行い、又は行つた法人として記載され、又は記録された法人とする。」と定義している。この定義からは、取引を行っただけでは足りず、「取引を行い、又は行つた」旨が届出書等に記載された時点で特定関係法人に該当することになり、異動が生じることになると解されるが、その理解でよいか。</p>	<p>9及び10に対する金融庁の考え方と同様に、「特定関係法人の異動」は、公衆縦覧に供された届出書等若しくは公表した特定証券情報等に記載等された資産運用会社の親会社等が、資産運用会社の親会社等に該当しなくなる、又は公衆縦覧に供された届出書等若しくは公表した特定証券情報等に資産運用会社の親会社等として記載等されていない会社が、公衆縦覧に供された届出書等若しくは公表した特定証券情報等に記載されるべき資産運用会社の親会社等に該当することとなることをいうと考えられます。そのため、「特定関係法人の異動」の時点は、公衆縦覧に供された届出書等又は公表した特定証券情報等に記載等された時点ではなく、資産運用会社の親会社が利害関係人等の株式を第三者に移転する等、実体上、資産運用会社の利害関係人等の変更を生じさせる事実が発生した時点や、前営業期間の末日から過去3年間において上場投資法人等と資産運用会社の利害関係人等との不動産の売買の数量が内閣府令で定める数量基準を満たすこととなる等、数量基準への該当性に変更を生じさせる事実が発生した時点と考えられます。</p> <p>なお、届出書等で公衆の縦覧に供されたもの又は公表された特定証券情報等のうち、直近のものにおいて記載等された旨の要件については、有価証券等の取引等の規制に関する内閣府令において定める予定です。</p>
13	<p>金商法施行令第29条の3第3項で規定されている特定関係法人の定義について、直前に公衆縦覧に供され又は公表された開示書類に特定資産の価値に重要な影響を与える取引（以下「重要な取引」）を行ない又は行なつた利害関係人として記載・記録（以下「記載等」）された法人とされているが、これに関して下記の事項を教えてください。</p> <p>(1) 直前の開示書類に重要な取引を行ない又は行なつた利害関係人として記載等されていた法人が、その後一定期間重要な取引を行なわな</p>	

	<p>かったことによって新たな開示書類に重要な取引を行ない又は行なった利害関係人として記載等されなかった場合、金商法第166条第2項第13号口の「特定関係法人の異動」に該当するかの。</p> <p>(2) 直前の開示書類に重要な取引を行ない又は行なった利害関係人として記載等されていなかった法人が、重要な取引を行なうこととなったこと又は行なったことによって新たな開示書類に重要な取引を行ない又は行なった利害関係人として記載等された場合、金商法第166条第2項第13号口の「特定関係法人の異動」に該当するか。</p> <p>(3) 上記の2例が「特定関係法人の異動」に該当する場合、当該重要事実の発生時点は上記の新たな開示書類が公衆縦覧に供され又は公表された時点であるという理解でよいのか。あるいは、新たな開示書類の公衆縦覧又は公表の直前営業期間の終了時点等なのか。</p>	
14	<p>○重要事実の発生時点について</p> <p>金商法施行令第29条の3第3項改正案において、「金融商品取引法第166条第5項第2号に規定する特定資産の価値に重大な影響を及ぼす取引を行い、又は行った法人として政令で定めるもの」は、「上場投資法人等が提出した（中略）届出書、（中略）有価証券報告書、（中略）四半期報告書若しくは（中略）半期報告書で（中略）公衆の縦覧に供されたもの、（中略）公表した（中略）特定証券情報又は（中略）公表した（中略）発行者情報のうち、直近のものにおいて、資産運用会社の利害関係人等（中略）のうち、次のいずれかに掲げる取引（当該資産運用会社が当該上場投資法人等の委託を受けて行う運用の対象となる特定資産（中略）の価値に及ぼす影響が重大なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）を行い、又は行った法人として記載され、又は記録された法人」とされているが、当該法人の「異動」の発生時点は、当該記載に係る公衆の縦覧に供された時点又は公表された時点との理解でよいか。</p> <p>金商法第166条第5項第2号に規定する特定資産の価値に重大な影響を及ぼす取引を行い、又は行った法人として政令で定めるものは、金商法第166条</p>	

	<p>第5項に規定する特定関係法人の一部をなし、金商法第166条第2項第13号口により、その異動は内部者取引規制の対象となる重要事実とされるが、特定関係法人への該当性が、上場投資法人等の公衆縦覧書類又は公表情報により決定されるものであることから、金商法施行令改正案第29条の3第2項に定める書類の公衆縦覧又は情報の公表がなされない限り、重要事実が生じないものと理解してよいか。</p>	
15	<p>上記14について、特定関係法人の異動が金商法施行令改正案第29条の3第3項に定める書類の公衆縦覧又は情報の公表時点ではなく、①相手方となる法人に資本関係の異動が生じた時点(利害関係人等への該当性に変動が生じた時点)又は②金商法施行令改正案第29条の3第3項に定める取引の取引高が内閣府令に定める基準への該当性に異動が生じた時点となる場合には、「金融商品取引法第166条第5項第2号に規定する特定資産の価値に重大な影響を及ぼす取引を行い、又は行った法人として政令で定めるもの」については、(i)資産運用会社の利害関係人等の全てを対象とするのではなく、資産運用会社の親会社の関連会社を除外するか、(ii)「内閣府令に定める基準」を相当程度限定すべきである。</p> <p>すなわち、金商法第166条第2項第13号口により、特定関係法人の異動は内部者取引規制の対象となる重要事実とされるが、利害関係人等には、資産運用会社の親会社のほか、かかる親会社の子会社及び関連会社が含まれる。もし、利害関係人等の異動が重要事実該当することとなると、資産運用会社及びその親会社において、関連会社に過ぎない法人の異動も重要事実該当することになり、重要事実が発生する範囲が、上場株式会社よりも広いこととなる(上場株式会社においては、親会社、子会社、孫</p>	<p>特定関係法人は、資産運用会社との資本関係や特定資産の価値に重大な影響を及ぼしうる取引関係を通じて上場投資法人等の資産の運用に重大な影響を及ぼしうる者であることから、その異動を重要事実として規制対象とした法改正の趣旨からすれば、資産運用会社の親会社の関連会社であっても、内閣府令で定める一定の基準を満たす不動産の取得若しくは譲渡又は貸借等の取引を行い金商法第166条第5項第2号の要件を満たす特定関係法人については、その異動を重要事実とする必要があると考えられます。</p>

	<p>会社の異動が重要事実とされているに過ぎない。)。今般の投資証券に関する重要事実を規定するにあたっては、投資法人与資産運用会社とを一体的に上場有価証券の発行者として捉え、上場株式会社と同程度の事実をもって重要事実として規定しているものと理解されるが、上記のとおり、結果として上場株式会社以上に規制が厳しくなっているように思われ、重要事実の管理実務上困難を生じさせるように思われる（上記（1）参照）。かかる観点から、重要事実が生じる範囲を限定すべく、（i）資産運用会社の利害関係人等の全てを対象とするのではなく、資産運用会社親会社の関連会社を除外するか、（ii）「内閣府令に定める基準」を相当程度限定すべきである。</p>	
16	<p>売主又は買主が代理人（法人）を選任し、その代理人（法人）が売買契約を締結する場合には、代理人が申込や承諾を行う一方、売買契約の当事者になる者は売主及び買主となる。この代理人による契約締結が行われた場合、金商法施行令第29条の3第3項第1号及び第2号の「取得又は譲渡の取引を行い、又は行った法人」に該当する者は、誰か。また、不動産又は信託の受益権の売買契約を媒介する法人は、「取得又は譲渡の取引を行い、又は行った法人」に該当しないという理解でよいか。</p>	<p>売主又は買主が代理人を選任して売買契約を締結する場合、「取得又は譲渡の取引」を行い、又は行った法人は、当該取引の効果が帰属する当該売主又は当該買主であると考えられます。</p> <p>また、不動産又は信託の受益権の売買契約を媒介する法人は、「取得又は譲渡の取引」を行い、又は行った法人には該当しないと考えられます。</p>
17	<p>金商法施行令第29条の3第3項第3号について、上場投資法人がマスターリース形式でマスターレシー（法人）に賃貸した後、そのマスターレシー（法人）がテナントに転貸する場合には、マスターレシーが同号の「不動産の貸借の取引を行い、又は行った法人」に該当する者という理解でよいか。また、賃貸借を媒介する法人は、「不動産の貸借の取引を行い、又は行った法人」に該当しないという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりと考えられます。</p>

18	<p>金商法施行令第29条の3第3項第4号は、信託受託者と信託財産である不動産に関し貸借の取引を行った者を特定関係法人の一人として掲げている。信託を設定し、マスターリース形式でマスターレシーに賃貸した後、そのマスターレシーがテナントに転貸する場合には、信託受託者からその不動産を賃借した者（マスターレシー）は、信託受託者とマスターリース契約を締結するから、「貸借の取引を行った者」に該当するのに対し、テナントは、信託受託者と契約を締結しないから、「貸借の取引を行った者」に該当しないという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりと考えられます。</p>
上場投資法人等における公表措置		
19	<p>金商法施行令第30条第1項第2号について、資産運用会社の決定事実を、資産運用会社が投資法人のTDnetを通じて公表することは、「多数の者の知り得る状態に置く措置」として認められるということでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりと考えられます。</p>
公開買付けに準ずる行為		
20	<p>金商法施行令第31条で規定される「株券等の発行者の総株主等の議決権の数の百分の五以上である場合」について、株券等の発行者が投資法人である場合は、総投資主の議決権の数の百分の五以上である場合が該当するものと思料する。その理解でよければ、その旨を明記してもらえるとより分かり易い。</p>	<p>総株主等の議決権は、「総出資者の議決権」（法第29条の4第2項）と定義されることから、「総株主等」に投資主が含まれることは既に明確であるものと考えられます。</p>
●銀行法施行令		
21	<p>外国銀行支店が平成26年3月末決算の作業を翌営業年度の5月に行う場合、この決算に反映させなければならないのは、銀行法18条の利益準備金規制なのか、または銀行法47条の2の資産の国内保有規制なのかお教えください。</p>	<p>金融商品取引法等の一部を改正する法律の1年以内施行部分の施行日は、平成26年4月1日となるため、平成26年3月末決算に反映させなければならない規制は、改正前の利益準備金規制となります。</p>
22	<p>旧銀行法施行令第9条による銀行法第18条の読み替えが削除されることとなりますが、外国銀行支店において既に計上した利益準備金は、異なる科目に振り替える必要はありますか。</p>	<p>利益準備金に計上されている額については、持込資本金に振り替えることとなります。利益準備金に計上されている額が20億円を超えている場合においては、20億円を超える額について持込資本金への振替えは任意となりますが、預金者保護等の観点から、外国銀行支店の規模等に応じて振り替えることが期待されています。</p>
23	<p>20億円に達するまでは、経過措置にかかわらず、新「持込資本金」（仮称）は、すでに計上している「利益準備金」を下回ってはならないとの理解でよいか。（例えば、既に15億円積んでいる外銀支店は、2014年4月に10億円だけ「持込資本金」に置き、</p>	

	<p>残る5億円を取り崩して、他の科目に振り替えることは認められないということか。）</p> <p>これは、現施行令第13条にある「金融庁長官の承認を受けて…損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない」との規定に基づく、損失補てんを事由とした使用も認められないということか。</p>	<p>経過措置については、利益準備金に計上されている額の持込資本金への振替えや外国銀行本店からの調達を行うなどしても持込資本金が20億円を下回る場合においてのみ適用されますが、今般の規制は、預金者保護の観点から、常時、20億円以上の資本金に対応する資産を保有しなければならないとするものであることから、持込資本金が20億円を下回っている場合には、その取崩しは認められません。</p>
24	<p>現行の「利益準備金」が20億円を超えている場合、新「持込資本金」（仮称）には20億円を計上すればよく、それを超える金額については、増額・減額および他科目に振り替えることは差支えないか。</p>	
25	<p>第13条（国内に保有すべき資産等）第1項に掲げる国債、地方債について、次の場合は「国内において保有する」ことに該当しますか。</p> <p>(1) 日本銀行への適格担保として差し入れている場合</p> <p>(2) 日本銀行以外の国内の取引先へ担保として差し入れている場合</p> <p>(3) 国内の金融機関へ債券貸借取引により貸し出している場合</p> <p>(4) 国内の金融機関へ買戻し条件付売買により売却している場合</p>	<p>左記(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、銀行法施行令第13条第1項に掲げる国債、地方債には該当しません。</p> <p>なお、債券の売戻条件付売買又は現金担保付有価証券借入に関して、国内に住所又は居所を有する者（外国銀行支店に係る外国銀行の親・子・兄弟・関係会社を除く。）に対する受渡代金に相当する額の債権又は差入担保金は、銀行法施行令第13条第1項第10号に規定する「金融庁長官が適当と認める資産」として、告示において認める予定です。</p>
26	<p>第13条第1項第5号「特別の法律により法人の発行する債券」の法人について、制限はありますか。「資産の流動化に関する法律」の規定により発行された社債（いわゆる特定社債）は含まれますか。</p>	<p>「特別の法律」とは、一般に適用される法律ではなく、特殊法人など特定の法人等に適用されるものを指します。</p> <p>なお、「資産の流動化に関する法律」の規定により発行された社債は、「特別の法律により法人の発行する債券」には含まれません。</p>
27	<p>第5条の2第2項に掲げる資産の範囲より、第13条第1項に掲げる資産の範囲が制限されている理由を教えてください。</p>	<p>銀行法施行令第5条の2第2項に掲げる資産は、銀行法第29条に基づく「資産の国内保有命令」の対象となる資産を列挙していますが、当該命令は、銀行が実際に経営危機等に陥った場合等において、預金者等の保護その他公益上の必要性のため、銀行の資産を国内において保有することを命ずるものであり、当該命令の対象となる資産の範囲は広く規定されています。</p> <p>一方、銀行法施行令第13条第1項に掲げる資産については、外国銀行支店の財務基盤を確保するため、資本金に対応する資産として、状況の如何に係らず、国内において保有すべき最低限の資産を構成するものであることから、比較的流動性が高く安全性も高い資産に限定しています。</p>

28	<p>今回の改正（案）において、第13条第1項第2号において「金融庁長官が別に定める国内の金融機関（…特定の関係のある者…を除く）に対する預金及び貯金」と特定関係者が除外される一方、第5条の2第2項第2号では除外されない。第13条においてのみ除外する必要はないのではないか。</p>	<p>外国銀行と特殊の関係のある者（外国銀行支店に係る外国銀行の親・子・兄弟・関係会社）については、当該外国銀行支店に係る外国銀行が経営危機等に陥った場合、その影響が及ぶおそれがあることから、特殊の関係のある者に対する預金及び貯金については、除外しています。なお、銀行法施行令第5条の2第2項第2号で除外されていない理由は、上記27記載のとおりです。</p>
29	<p>法第47条の2に規定する「政令で定める額以上の資本金」の調達手段については、特段の定めは設けられないとの理解でよいか。調達手段としては、たとえば、①現行の「利益準備金」からの振替、②「本支店勘定」に計上している本店からの実質的な持込資本金からの振替、③これらが不足する場合には本店からの新規の資本調達、などで対応して差し支えないか。</p>	<p>銀行法第47条の2に規定する「政令で定める額以上の資本金」の調達手段については、法令上、特段の制限は設けていません。</p>
30	<p>「20億円」は、各営業日の最終残高が基準となるのか。それとも、日中残高ベースでも20億円を下回ってはならないのか。</p>	<p>持込資本金については、日中残高ベースにおいても20億円を下回ってはならないこととなります。</p>
31	<p>「20億円」は貸借対照表において円貨表示で20億円が計上されていればよいのであって、行内の経理上、外貨建て（例えばEuro建て）で管理していても差し支えないか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>